

● ● ● 経営情報あれこれ ● ● ●

» » » » » » » » 令和 6 年 9 月号 « « « « « « « «

★企業実務の動向★

9月5日、三井住友銀行は、約束手形や小切手の発行を2025年9月末で終了すると発表しました。三菱UFJ銀行、みずほ銀行も25年度中に廃止する方針であり、地方銀行や信用金庫等の中小金融機関も25年度から26年中に廃止する見込みです。

9月3日、日本企業会計基準委員会は、リース契約に関する新会計基準の適用を2027年度から企業に義務付けると発表しました。

今月は、企業実務に影響のある手形・小切手の発行廃止とリース契約に関する新会計基準の適用について紹介します。

1、紙の手形・小切手の廃止と電子的決済サービスへの移行

企業の中には、いまだに手形・小切手を発行している会社があります。このため、自社では手形等の発行をしていないにも関わらず、売掛金等の回収に手形や小切手を持ち、これを管理し、期日に銀行に取立依頼している会社が相当数あります。

各銀行は、2026年度末までに、手形や小切手の取り扱いを停止しますが、銀行により、その時期等が異なりますので、注意が必要です。

(1) 紙の手形・小切手の廃止

①政府の方針

2021年6月、政府は「成長戦略実行計画」により「5年後の約束手形利用の廃止、小切手の全面的な電子化」を公表しました。

②全国銀行協会

政府の方針・計画を受けて、全国銀行協会は、「2026年度末までに手形交換所における手形・小切手の交換枚数ゼロにする」と同時に、紙の手形・小切手に代わる電子決済サービス（でんさい）を推進しています。

(2) 都銀における対応

①2024年1月より、新規受付の停止

2024年1月から新規に当座勘定を開設する場合、手形及び小切手の発行はできません。当座預金の利用は、当座キャッシュカードでの利用となります。

②2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付の停止

2027年4月1日以降を期日とする手形・小切手は、2027年3月31日までに、取扱店まで持ち込みをすれば、受付が可能です（交換取立はできません）。

2027年4月1日以降の持ち込みの場合、受付ができません。

③2025年9月末、約束手形や小切手の発行の停止

三井住友銀行は、2025年9月末で、約束手形や小切手の発行を停止することを公表しました(2024年9月5日)。三菱UFJ銀行やみずほ銀行も2025年度中に約束手形及び小切手の発行を停止する予定です。

(3) 地銀等における対応

①名古屋銀行の場合

イ、当座預金の新規開設の停止

2024年7月1日より、当座預金の新規口座開設が停止されました。事業用資金は、普通預金口座又は「決済用普通預金口座」で、口座開設し、利用することができます。

ロ、2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付の停止

2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付は、2024年6月28日に終了しました。同期日の手形・小切手に関し、2027年3月31日までに、取扱店へ持ち込めば受付ができますが、同年4月1日以降は受付できません。

ハ、約束手形・小切手の発行の停止

現在、いつ約束手形・小切手の発行が停止されるかは不明です。都銀が先行し、これに地銀が追随するのが通常ですので、6ヶ月の手形期日を考慮した場合、2026年3月31日～2026年6月30日までに、手形・小切手の発行が停止される可能性があります。

②十六銀行及び三十三銀行の場合

イ、当座預金の新規開設の停止

2024年8月1日より、当座預金の新規口座開設が停止されました。事業用資金は、普通預金口座又は無利息型普通預金(三十三銀行)で、口座開設し、利用することができます。

ロ、2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付の停止

2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付は、2024年7月31日に終了しました。同期日の手形・小切手に関し、2027年3月31日までに、取扱店へ持ち込めば受付ができますが、同年4月1日以降は受付できません。

ハ、約束手形・小切手の発行の停止

現在、いつ約束手形・小切手の発行が停止されるかは不明です。取扱いは、名古屋銀行と同様になると推定できます。

(4) 電子決済サービス

①電子決済サービス

現在、紙による手形や小切手に代わり、電子決済サービスが提供されています。電子決済サービスには、次のものがあります。

イ、でんさい

平成 25 年 2 月にサービスを開始した(株)全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）の電子決済サービスです（通称「でんさい」といいます）。

ロ、電手決済サービス

平成 21 年 8 月からサービスを開始した、三菱 UFJ 銀行や商工中金を中心とした日本電子債権機構(株)が提供する電子手形決済サービスです（通称「電手決済サービス」といいます）。

②でんさい

紙による手形や小切手に代わる新たな電子決済インフラである「でんさいネット」には、ほとんどの金融機関が加入しています。企業は、取引銀行に申し込むことで、「でんさい」による電子記録債権の決済サービスを受けることができます。

これまでの手形や小切手と比較し、「でんさい」の利用には、次のような利点があります。

イ、手形・小切手等の発行、補完、管理が軽減されます。

ロ、印紙税がかかりません。

ハ、手形・小切手の盗難・紛失リスクがなくなります。

ニ、譲渡・割引に関し、額面でなく、分割ができます。

(5) 企業の対応

①現在、手形や小切手を発行している会社の場合

イ、取引銀行への確認

取引銀行に確認し、いつまで手形や小切手発行ができるのかを確認します。

なお、支払期日が令和 7 年 4 月 1 日以後となる手形や先付小切手は、銀行では取扱いできないので、注意が必要です。

ロ、「でんさい」又は現預金での決済

「でんさい」を利用した電子決済を利用するのか、買掛金の支払いを現預金で行うかを選択します（事務手数面では、「でんさい」利用が望ましい）。

ハ、取引先への通知

紙の手形や小切手での支払いをいつまで行うのか、その後、「でんさい」を利用するのか又は現預金での支払いを行うかに関し、取引先に通知することが望まれます。

②現在、代金回収として手形や小切手を収受している会社の場合

イ、取引先への確認と依頼

得意先等に対し、取引代金の支払方法として、いつまで手形や小切手を発行するのかを確認して下さい。また、手形管理・事務手数を考慮すると、早い時期に、「でんさい」又は現預金での決済に変更していただくように依頼して下さい（得意先にとり手形管理、印紙税負担、発行手数等が軽減できます）。

ロ、2027年4月1日以後の期日手形等の不発行依頼

2027年4月1日以後の期日手形・先付小切手は、銀行では受け付けられないので、その不発行を依頼して下さい。

2、リース契約の新会計基準

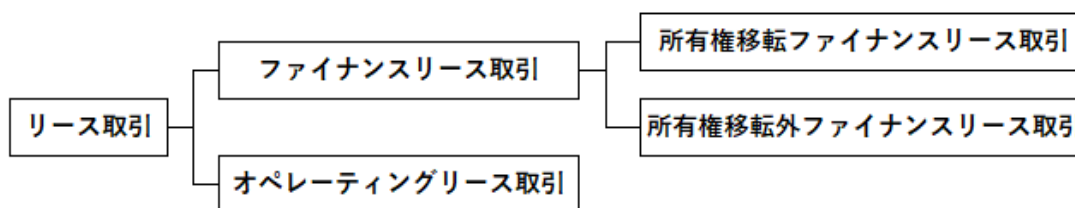
(1) 概要

現在、日本の会計基準では、リース契約は、オペレーティングリース取引とファイナンスリース取引に区分され、ファイナンスリース取引は、資産の購入（代金の未払）と同様の会計処理を行い、オペレーティングリース取引は、賃借したもものとして、支払賃料のみが会計処理されます。

今回のリース契約の新会計基準では、国際会計基準と同様、オペレーティングリース取引が、ファイナンスリース取引に準じた会計処理になる予定です。

(2) リース取引の種類

リース取引の種類は、次のように区分されます。



①ファイナンスリース取引

ファイナンスリース取引とは、次の要件をみたすリース取引です（法人税法）。

イ、解約不能（実質的に解約不能）

リース期間中、解約が不能又は解約する場合リース料のほとんど（90%以上）を支払うリース取引。

ロ、フルペイアウト

借手が、リース物件からもたらされる経済的利益を享受し、その取得価額及び諸経費のほぼ全額を負担するリース取引

②所有権移転ファイナンスリース取引と所有権移転外ファイナンスリース取引

ファイナンスリース取引には、所有権移転ファイナンスリース取引と所有権移転外ファイナンスリース取引があります。

イ、所有権移転ファイナンスリース取引

ファイナンスリース取引のうち、次のいずれかに該当するリース取引

(イ) リース期間終了時（又はリース期間中）において、リース資産が無償又は名目的な金額で、賃借人に譲渡されるもの。

- (ロ) リース期間終了時（又はリース期間中）において、リース資産を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているもの。
- (ハ) リース資産の種類、用途、設置の状況に照らし、リース資産がその使用可能期間中、賃借人のみの使用と見込まれること又はリース資産の識別が困難であること。
- (ニ) リース期間がリース資産の耐用年数に比して相当短く、賃借人の法人税の負担を著しく軽減すると認められるものであること。

ロ、所有権移転外ファイナンスリース取引

ファイナンスリース取引のうち上記イの所有権移転ファイナンスリース以外の取引を所有権移転外ファイナンスリース取引といいます。

③オペレーティングリース取引

オペレーティングリース取引とは、ファイナンスリース取引以外の取引をいいます。例えば、建物の賃貸取引のように、賃借人がいつでも解約できる賃貸取引がこれに該当します。

(3) 会計処理

①現行の会計処理

イ、所有権移転ファイナンスリース取引

賃借人においては、売買により資産を取得したものとして、会計処理します（資産計上、減価償却費計上、購入代金の未払計上）。

ロ、所有権移転外ファイナンスリース取引

賃借人においては、リース期間定額法を用いて会計処理します（リース資産計上、リース期間定額法による減価償却費、リース債務計上）。

ハ、オペレーティングリース取引

支払リース料を賃借料として計上します。

ニ、金銭の貸借とされるリース取引（セールアンドリースバック取引）

資産を売買し、売買した資産を賃借する取引で、実質的に金銭の貸借であると認められるリース取引は、その売買はなかったものとして処理します。

②新会計基準

新会計基準では、オペレーティングリース取引に関し、ファイナンスリース取引に準じて、資産、負債、償却費計上が行われる見込みです。これにより、賃借建物等のリース資産計上、同額のリース債務計上となされる予定です。

★事務所から★

今後、米国での政策金利の引下げ、日本での政策金利の引上げが想定されており、ドル円相場が円高に振れる可能性があります。為替は、企業活動に影響を与えますので、為替の動向に留意して下さい。
(公認会計士辻中事務所、税理士法人みらい)